滋賀県公安委員会告示　　第　121　号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和　8　年　11　月　13　日

滋賀県公安委員会委員長　上田　健一郎

１　聴聞の期日　　令和　8　年　11　月　26　日

２　聴聞の場所　　滋賀県大津市打出浜１番10号
滋賀県警察本部　意見の聴取会場